

岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する事務処理要領

(平成18年3月31日 工検第243号)

この事務処理要領は、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、低入札調査基準価格又は特別重点調査対象価格における調査を行う必要のある入札及び最低制限価格を設定する入札に関する事務取扱いを定めるものであり、事務手続きは別紙1又は別紙2により行うものとする。

（低入札調査基準価格又は特別重点調査対象価格における調査手順）

- 1 収支等命令者は、要領9に定める低入札価格調査の実施において、低入札調査基準価格を下回る落札候補者に対し、要領9の調査の対象である旨を申し述べ、その翌日から起算して7日以内（「岐阜県の休日」を定める条例」（平成元年条例第五号）第1条第1項に定める日（以下「休日」という。）を除く）に様式2～17による低入札価格調査票（以下「調査票」という。）を提出させる。
また、収支等命令者は、要領10に定める特別重点調査の実施において、特別重点調査対象価格を下回る落札候補者に対し、要領10の調査の対象である旨を申し述べ、その翌日から起算して7日以内（休日を除く）に様式22～38による特別重点調査資料（以下「調査資料」という。）を提出させる。
なお、低入札価格調査又は特別重点調査の対象者が要領14（1）による追加の専任技術者（以下「追加配置技術者」という。）を配置することができない場合は、様式1による低入札価格調査辞退届又は様式21による特別重点調査辞退届を調査票又は調査資料の提出と同様に起算して3日以内（休日を除く）に提出させ、当該対象者を失格とする。
- 2 収支等命令者は、低入札価格調査の対象者から調査票の提出を受けた後、提出資料に疑義がある場合は、内容についてヒアリングを行う。
- 3 収支等命令者は、特別重点調査の対象者から調査資料の提出を受けた後、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、当該対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行う。なお、ヒアリングの日時及び場所は当該対象者に追って通知する。
- 4 要領9に定める調査は、次の(1)から(19)により行う。
なお、収支等命令者は以下の資料に加えて、より詳細な資料の提出を求めることができる。
 - (1) 当該価格で入札した理由（様式3）。
当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。
 - (2) 入札金額の積算内訳書及び内訳書に対する明細書（様式4）
入札価格の内訳書及び明細書から以下の内容を確認する。
 - ①数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。
 - ②材料・製品は、設計仕様と合致した品質・規格を有すること。
 - ③材料単価は、適切な取引価格に基づくものであること。
 - ④労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適切に計上されていること。
 - ⑤諸経費の計上は妥当であること。
 - (3) 下請業者との関係（様式5・6）
下請業者との取引が予定されている場合は、施工体制台帳及び施工体系図並びに下請け業者から提出された見積り等から下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているかを確認する。
 - (4) 契約対象工事現場付近における手持ち工事の状況（様式7）
 - (5) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（様式8）
手持ち工事の状況から、間接費（営繕損料、現場管理費等）の節減が可能かどうかを確認する。
 - (6) 配置予定技術者名簿（様式9）
当該工事に配置を予定する主任技術者等（追加配置技術者を含む）について、資格要件及び他の手持ち工事の状況との関係を確認する。
 - (7) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式10）
位置図等から監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等により、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
 - (8) 手持ち資材の状況（様式11）
手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体的な数量・活用方法及び保管状況を確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
【具体例】
 - ・仮設鋼矢板及び支保材、足場材等、二次製品の活用をする。
 - ・コンクリート用型枠等を活用する。
 - ・安全管理資材を保有している。
 - ・契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。

- (9) 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式12）
当該工事で使用する資材について、具体的購入先、購入数量及び購入先と入札者の関係を確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

- ・手形割引でなく現金決済による値引きが可能である。
- ・系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
- ・永年にわたる取引がある。

- (10) 手持ち機械の状況（様式13の1・13の2）

当該工事において手持ちの建設機械等を使用するかどうかを確認するとともに、低価格との関連性について確認する。また、リース機械についても同様に確認する。

【具体例】

- ・手持ちの建設機械等の活用が可能であり、損料計上が優位である。
- ・資産償却が終わっており、損料が不要である。
- ・系列会社からの取引、又は永年にわたる取引がある。

- (11) 労務者の具体的供給見通し（様式14・15）

労務者について、確保計画及び配置計画によって適切な施工が可能かを確認する。

- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式16）

過去5年間に施工した公共工事について以下の内容を確認する。

①過去に施工した公共工事の内容について確認する。

②岐阜県発注工事において低入札受注工事の実績があれば報告させ、(1)～(11)に係る内容について確認する。

- (13) 建設副産物の搬出地（様式17）

建設副産物の搬出地の状況について以下の内容を確認する。

①建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。

②適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。（処理価格も含む）

- (14) 経営内容

国交省の登録を受けた経営状況分析機関が発行した経営規模等評価結果通知書の写しを提出させ、経営状況分析結果一覧表（様式18）を作成し、財務状況について確認する。

- (15) (1)から(14)までの資料及び事情聴取した結果についての調査検討

調査の観点に基づき実施した上記(1)～(14)の資料及び事情聴取結果並びに(2)の内訳書との整合性について調査し、低価格で入札されたことによって、契約の内容に適合した履行が可能であるか否かを検討する。

- (16) (12)の公共工事の成績状況

工事成績評定点を収支等命令者が調査する。

- (17) 経営状況（取引金融機関、保証会社への照会）

「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年6月12日法律第184号）に定める前払金保証事業会社に様式19により照会し、調査対象者が主要取引銀行からの取引停止及び手形不渡りの発生等の情報がないかを確認する。

- (18) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払い遅延状況等）

建設業法における監督処分の状況を調査する（県ホームページ（建設業許可の広場－建設業法に基づく監督処分）、国土交通省ホームページ（建設業者の不正行為等に関するコラボレーションシステム）等）ほか、下請代金の支払遅延等について、契約の履行がなされないおそれがないか関係機関（県土整備部技術検査課に様式20により照会、公正取引委員会ホームページ等）に確認する。

- (19) その他必要な事項

- 5 要領10に定める調査は、次の(1)から(30)により行い、記載要領は別紙3のとおりとする。

なお、収支等命令者は以下の資料に加えて、より詳細な資料の提出を求めることができる。

また、特別重点調査の対象者は、以下の資料に加えて、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式23）。

当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。

- (2) 入札価格の内訳書及び内訳明細書（様式24-1・24-2・24-3）

入札価格の内訳書及び内訳明細書から以下の内容を確認する。

①数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。

②材料・製品は、設計仕様合致した品質・規格を有すること。

③発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上されていること。

④計上する金額は、計数的根拠のある合理的かつ現実的なものとなっていること。

⑤自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上されていないこと。

- ⑥現場管理費の費目に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などが適切に計上されていること。なお、様式28に記載する技術者及び様式37-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とされていること。
- ⑦一般管理費等の費目に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などが適切に計上されていること。
- ⑧入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用を含む。）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上されていること。
- ⑨工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上が行われていないこと。
- (3) コスト縮減額（様式25）
コスト縮減が可能かを確認する。
- (4) 下請予定業者名等（様式5・6・26）
下請業者との取引が予定されている場合は、施工体制台帳及び施工体系図並びに下請け業者から提出された見積り等から下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているかを確認する。
- (5) 契約対象工事現場付近における手持ち工事の状況（様式27-1）
- (6) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（様式27-2）
手持ち工事の状況から、経費削減が可能かどうかを確認する。
- (7) 配置予定技術者名簿（様式28）
当該工事に配置を予定する主任技術者等（追加配置技術者を含む）について、資格要件及び他の手持ち工事の状況との関係を確認する。
- (8) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式29）
位置図等から監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等により、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
- (9) 手持ち資材の状況（様式30-1）
①手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体的な数量・活用方法及び保管状況を確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
【具体例】
・仮設鋼矢板及び支保材、足場材等、二次製品の活用をする。
・コンクリート用型枠等を活用する。
・安全管理資材を保有している。
・契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。
②手持ち資材の原価について、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合も含めて記載されていることを確認する。
- (10) 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式30-2）
①当該工事で使用する資材について、具体的な購入先、購入数量及び購入先と入札者の関係を確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
【具体例】
・手形割引でなく現金決済による値引きが可能である。
・系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
・永年にわたる取引がある。
②資材の単価が合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (11) 手持ち機械の状況（様式31-1）
①当該工事において手持ちの建設機械等を使用するかどうかを確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
【具体例】
・手持ちの建設機械等の活用が可能であり、損料計上が優位である。
・資産償却が終わっており、損料が不要である。
②手持ち機械の使用に伴う原価について、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合も含めて記載されていることを確認する。
- (12) 機械リース元（様式31-2）
①「単価」の欄に記載されている金額が、機械リース予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
②手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合については、「単価」の欄に記載されている金額が、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (13) 労務者の具体的供給見通し、工種別労務者配置計画（様式15・32）
①労務者について、確保計画及び配置計画によって適切な施工が可能かを確認する。

- ②労務単価の見積額が、合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (14) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式33）
過去5年間に施工した公共工事について以下の内容を確認する。
①過去に施工した公共工事の内容について確認する。
②岐阜県発注工事において低入札受注工事の実績があれば報告させ、(1)～(13)に係る内容について確認する。
- (15) 建設副産物の搬出地（様式34）
建設副産物の搬出地の状況について以下の内容を確認する。
①建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
②適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。
③「受入れ価格」の欄に記載されている金額が、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (16) 建産副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画（様式35）
「運搬予定者への支払予定額」の欄に記載されている金額が、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (17) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式36-1）
①品質管理の取組みに要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該取組みに要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）が計上されていることを確認する。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載されている金額を、入札者（元請）が負担する場合は、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等により、当該金額が合理的かつ現実的なものであることを確認する。
④「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）により、当該金額が合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (18) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式36-2）
①品質管理のための各種試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該試験に要する費用の総額が計上されていることを確認する。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (19) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式36-3）
①出来形管理のための各種検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該検査に要する費用の総額が計上されていることを確認する。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (20) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式37-1）
①教育、訓練等のための取組に要する費用積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）が計上されていること。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (21) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式37-2）
①点検を実施するために要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該点検に要する費用の総額が計上されていることを確認する。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載されている金額を、入札者（元請）が負担する場合は、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等により、当該金額が合理的かつ現実的なものであることを確認する。
④「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、下

請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）により、当該金額が合理的かつ現実的なものであることを確認する。

- (22) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式37-3）
 - ①仮設備の設置及びその管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額が計上されていることを確認する。
 - ②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (23) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式37-4）
 - ①交通誘導員の派遣を受ける場合は、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど、記載されている単価が合理的かつ現実的であることを確認する。
 - ②自社社員を交通誘導員に充てる場合にあつては、過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等により、記載されている単価が合理的かつ現実的なものであることを確認する。
 - ③交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図などにより、適正な交通規制方法となっていることを確認する。
- (24) 誓約書（様式38）

適切に記名・押印されていることについて確認する。
- (25) 経営内容
国交省の登録を受けた経営状況分析機関が発行した経営規模等評価結果通知書の写しを提出させ、経営状況分析結果一覧表（様式18）を作成し、財務状況について確認する。
- (26) (1)から(25)までの資料及び事情聴取した結果についての調査検討
調査の観点に基づき実施した上記(1)～(25)の資料及び事情聴取結果並びに(2)の内訳書との整合性について調査し、低価格で入札されたことによって、契約の内容に適合した履行が可能であるか否かを検討する。
- (27) (14)の公共工事の成績状況
工事成績評定点を収支等命令者が調査する。
- (28) 経営状況（取引金融機関、保証会社への照会）
「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年6月12日法律第184号）に定める前払金保証事業会社に様式19により照会し、調査対象者が主要取引銀行からの取引停止及び手形不渡りの発生等の情報がないかを確認する。
- (29) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払い遅延状況等）
建設業法における監督処分状況を調査する（県ホームページ（建設業許可の広場－建設業法に基づく監督処分）、国土交通省ホームページ（建設業者の不正行為等に関するコラボレーションシステム）等）ほか、下請代金の支払遅延等について、契約の履行がなされないおそれがないか関係機関（県土整備部技術検査課に様式20により照会、公正取引委員会ホームページ等）に確認する。
- (30) その他必要な事項

6 当該事務処理要領の4及び5に定める低入札価格調査及び特別重点調査に関し、以下のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者を落札者としなす。

- (1) 調査票又は調査資料の全部又は一部が提出期限日までに提出されない場合。なお、提出期限日より後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、収支等命令者により資料等の補正等を行うべき旨の指示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。
- (2) 提出された調査票又は調査資料の記載や根拠資料に不足、違算、仕様書との不適合等がある場合。
- (3) ヒアリングに応じないなど調査等に非協力的な場合。
- (4) 上記の他、当該調査の結果、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるもの」と判断した場合。

7 低入札価格調査及び特別重点調査結果の概要については、公表する。

8 低入札価格調査又は特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時又は特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

9 収支等命令者は、要領9（1）に定める最低価格入札者等に係る調査票、ヒアリング内容及び経営状況等により様式39を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会に諮る。

10 収支等命令者は、要領10（1）に定める最低価格入札者等に係る調査資料、ヒアリング内容及び経営状況等により様式40を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会に諮る。

- 11 要領 11 に定める書面は、様式 4 1 による。
- 12 要領 12 に定める意見書は、様式 4 2 による。
- 13 収支等命令者は、低入札価格調査又は特別重点調査の審査結果を様式 3 9 又は様式 4 0 に記入するとともに、入札者全員に結果を通知する。
- 14 収支等命令者は、低入札価格調査又は特別重点調査を実施した工事において、履行可能と判断され契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぎ、監督員は「岐阜県建設工事共通仕様書」第 1 編第 1 章 1-1-20 に基づき重点監督を行う。
- 15 収支等命令者は、要領 9 により低入札価格調査を行った場合又は要領 5 (1) により失格とした場合は、当該入札案件の契約締結後速やかに、様式 4 3 により報告書を作成し、技術検査課へ提出すること。
- 16 収支等命令者は、要領 6 により失格とした場合は、当該入札案件の契約締結後速やかに、様式 4 4 により報告書を作成し、技術検査課へ提出すること。
- 17 収支等命令者は、要領 10 により特別重点調査を行った場合は、当該入札案件の契約締結後速やかに、様式 4 5 により報告書を作成し、技術検査課へ提出すること。

(基準及び制限価格の算出及び失格判断基準の算定)

- 18 要領 4、5、6 及び 7 により基準価格、失格判断基準、制限価格及び対象価格を算定する場合における費目区分は、別紙 4 のとおりとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 11 年 4 月 1 日付け建政第 38 号「基盤整備部建設工事低入札価格調査に関する要領」は廃止する。)

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 25 日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用

する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

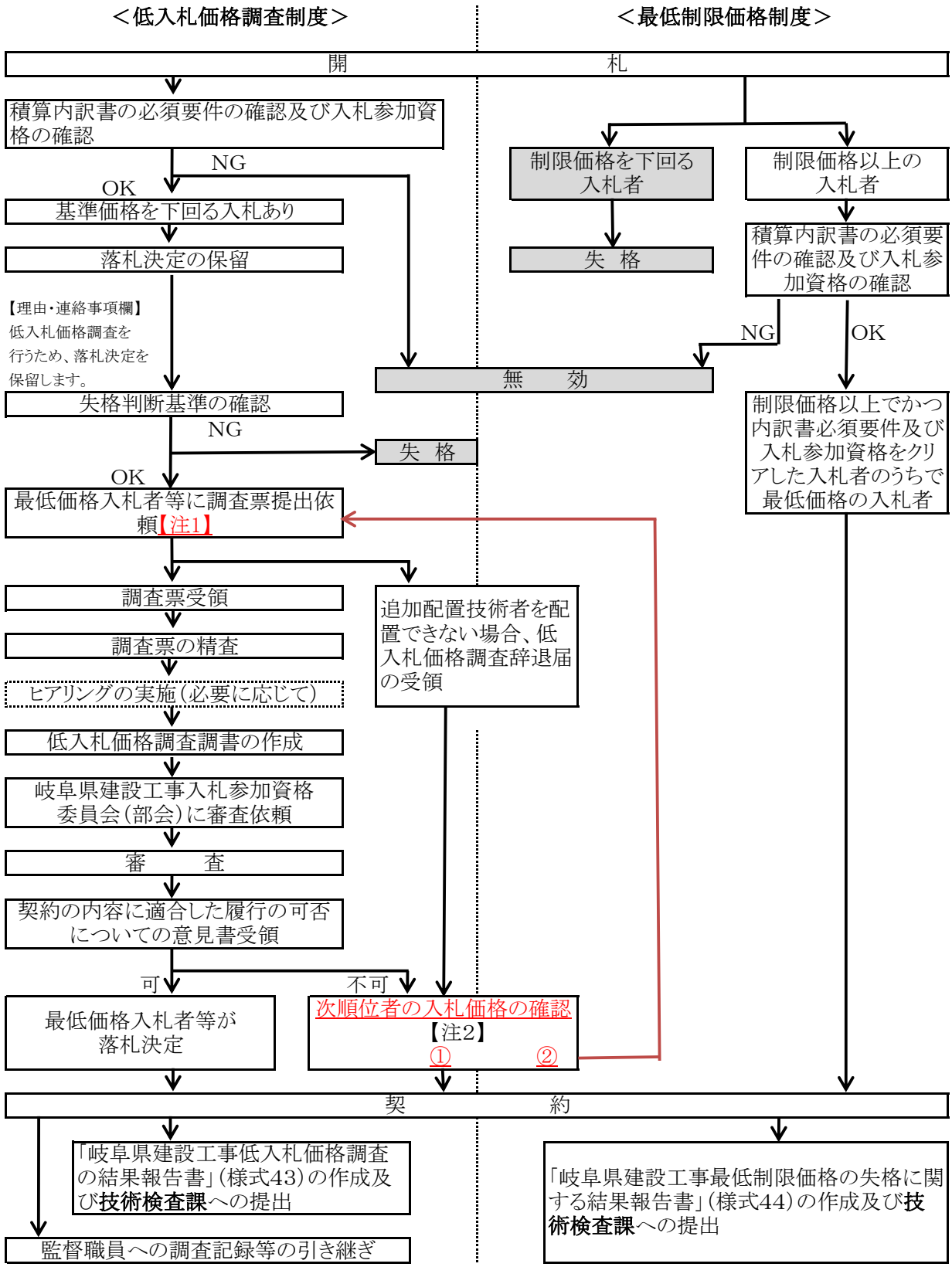
附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

別紙1 【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続きフロー】



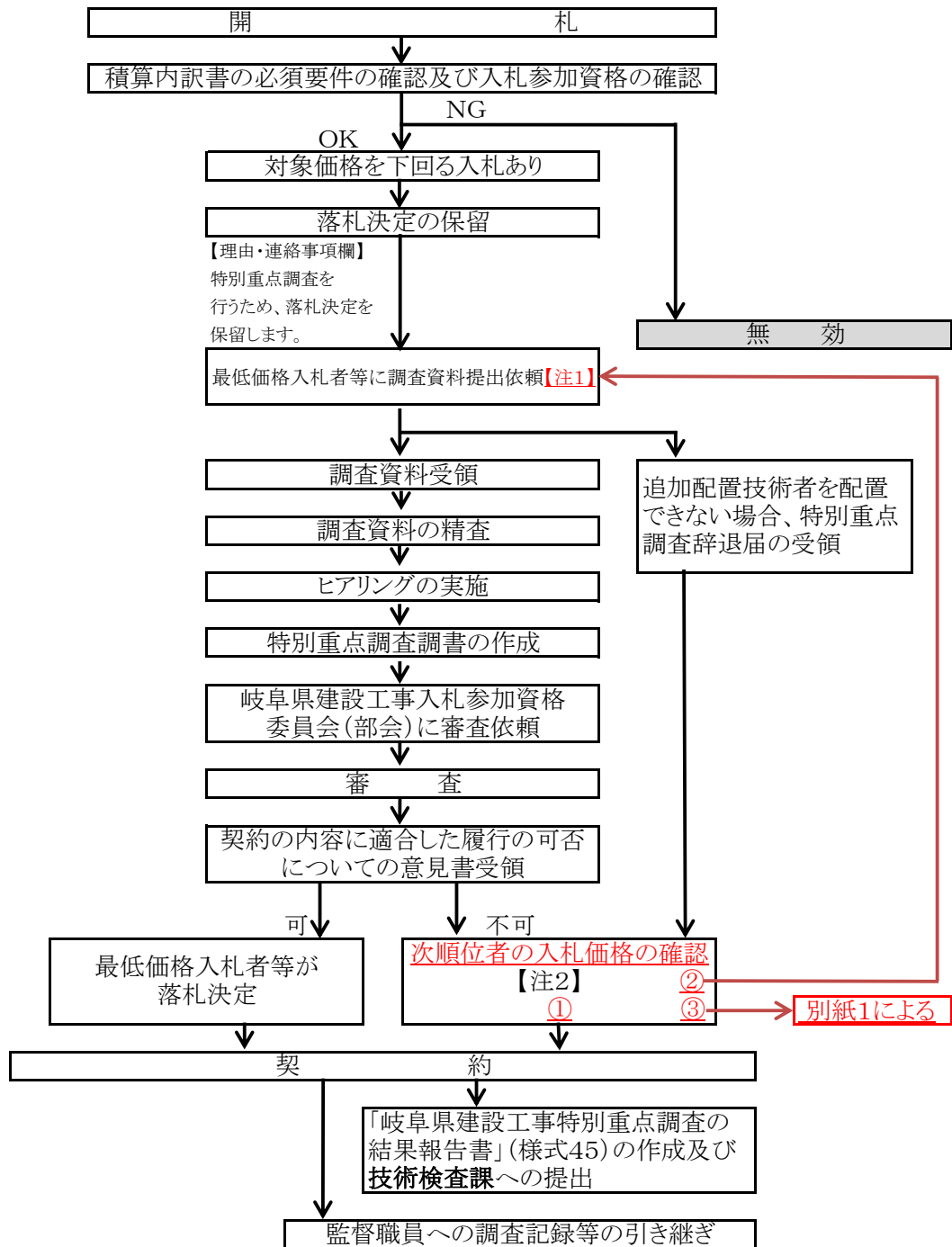
【注1】 最低価格入札者等が複数あった場合、くじ引きを先に行い、第1順位から順に調査等を行う。

【注2】 次順位者の取り扱いは、下記のとおりとする。

①次順位者が低入札調査基準価格以上の場合は、次順位者を落札決定する。

②次順位者が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行う。

別紙2 【特別重点調査制度の事務手続きフロー】



【注1】 最低価格入札者等が複数あった場合、くじ引きを先に行い、第1順位から順に調査等を行う。

【注2】 次順位者の取り扱いは、下記のとおりとする。

①次順位者が、低入札調査基準価格以上の場合は、次順位者が落札決定する。

②次順位者も対象価格を下回る場合は、特別重点調査を行う。

③次順位者が対象価格以上で、低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行う。

別紙 3

特別重点調査資料記載要領

(1) 各様式共通

- ア 特別重点調査の対象者（以下「入札者」という。）は、収支等命令者があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
- イ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、収支等命令者が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
- ウ 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
- エ 収支等命令者は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときなど、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

(2) 様式 15 工種別労務者配置計画

- ア 本様式には、様式 32 の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
- イ 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の 50 職種のうち必要な職種について記載する。
- ウ 本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

(3) 様式 23 当該価格で入札した理由

- ア 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
- イ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
- ウ なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

(4) 様式 24-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

- ア 設計図書に計上した設計数量に対応する内訳書とする。
- イ 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
- ウ 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
- エ 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去 1 年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
- オ 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
- カ 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、様式 28 に記載する技術者及び様式 37-4 に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
- キ 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
- ク 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記ウの定めに従って計上したものを）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
- ケ 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
- コ コスト縮減を見込んでいる場合は、様式 25 に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。
- サ 本様式に記載する現場管理費のうち、上記カにより別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去 3 月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去 3 月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認

できる書面の写し等を添付する。

シ 上記サの添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

(5) 様式24-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

ア 本様式は、様式24-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。

イ 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

(6) 様式24-3 一般管理費等の内訳書

ア 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。

イ 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

(7) 様式25 コスト縮減額調書

ア コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。

(例) 購入土○ × △△ = ▲▲▲ (単価○○円/m³)

発生土◇ × ■■ = □□□ (単価○○円/m³)

◆◆m³を削減

イ 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

(8) 様式26 下請予定業者等一覧表

ア 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。

イ 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。

ウ 使用を予定する手持ち資材については様式30-1、購入予定の資材については様式30-2、使用を予定する手持ち機械については様式31-1、直接リースを受ける予定の機械については様式31-2、確保しようとする労務者については様式32に対応した内容とする。

エ 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。

オ 上記エの見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

(9) 様式27-1 手持ち工事の状況（契約対象工事現場付近）

ア 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

イ 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて、根拠を含めて計数的に明らかにする。

ウ 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

エ 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

(10) 様式27-2 手持ち工事の状況（契約対象工事関連）

ア 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

イ 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて、根拠を含めて計数的に明らかにする。

ウ 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

- (11) 様式 28 配置予定技術者名簿
- ア 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
 - イ 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。
 - ウ 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
 - エ 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。
- (12) 様式 29 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- ア 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
 - イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかについて、根拠を含めて計数的に明らかにする。
 - ウ 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
 - エ 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。
- (13) 様式 30-1 手持ち資材の状況
- ア 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
 - イ 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
 - ウ 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。
 - エ 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
 - オ 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。
- (14) 資料 30-2 資材購入予定先一覧
- ア 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去 1 年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
 - イ 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係（協会社、同族会社、資本提携会社等）を記載する。また、取引年数を括弧書きで記載する。
 - ウ 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去 1 年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。
 - エ 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去 1 年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
 - オ 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
 - カ 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去 1 年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。
- (15) 様式 31-1 手持ち機械の状況
- ア 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
 - イ 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。
 - ウ 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
 - エ 過去 1 年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあ

ることを明らかにした書面を添付する。

オ 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

(16) 様式 3 1 - 2 機械リース元一覧

ア 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。

イ 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ウ 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社等）を記載する。また、取引年数を括弧書きで記載する。

エ 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去 1 年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

オ 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

カ 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

キ 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去 1 年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

(17) 様式 3 2 労務者の確保計画

ア 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。

イ 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合であっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。

ウ 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。

エ 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社等）を記載する。また、取引年数を括弧書きで記載する。

オ 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去 3 月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

カ 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

キ 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式 2 6 の添付資料として提出する。

(18) 様式 3 3 過去に施工した公共工事名及び発注者

ア 本様式は、過去 5 年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。

イ 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

(19) 様式 3 4 建設副産物の搬出地

ア 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。

イ 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ウ 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。

エ 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(20) 様式35 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

ア 本様式は、様式34に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。

イ 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。

ウ 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。

エ 様式34に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式34に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。

オ 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。

カ 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。

キ 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ク 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。

ケ 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。

コ 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。

サ 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(21) 様式36-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

ア 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式36-2で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式36-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式24-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれかに計上しているかを記載する。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

エ 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式24-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

オ 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

(22) 様式36-2 品質確保体制（品質管理計画書）

ア 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式36-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式24-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

ウ 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式24-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(23) 様式36-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

ア 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式24-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

ウ 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式24-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(24) 様式37-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

ア 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式24-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

ウ 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式24-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(25) 様式37-2 安全衛生管理体制（点検計画）

ア 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式24-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

エ 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式24-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

オ 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあ

っては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する。（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）

(26) 様式37-3 安全衛生管理体制（仮設置計画）

- ア 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。
- イ 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式24-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれかに計上しているかを記載する。
- ウ 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。
- エ 本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式24-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。
また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(27) 様式37-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

- ア 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
- イ 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。
- ウ 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。
- エ 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- オ 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- カ 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

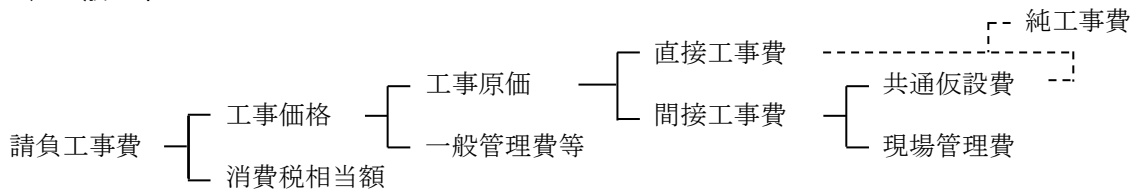
(28) 様式38 誓約書

- ア 本様式は、申込みを行った金額が、様式24-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、入札者が記名・押印して作成する。
- イ 記1の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。
- ウ 記2の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額（税込み）を記載する。
- エ 記3の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式24-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額（本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額（いわゆるマイナス金額の一般管理費等）を含む。）（税込み）を記載する。
- オ 「〇〇〇円」の部分には、記3の金額から記2の金額を控除して得た金額を記載する。
- カ 当該年度において、契約対象工事以外の岐阜県発注工事に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。
- キ 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。

ク 本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

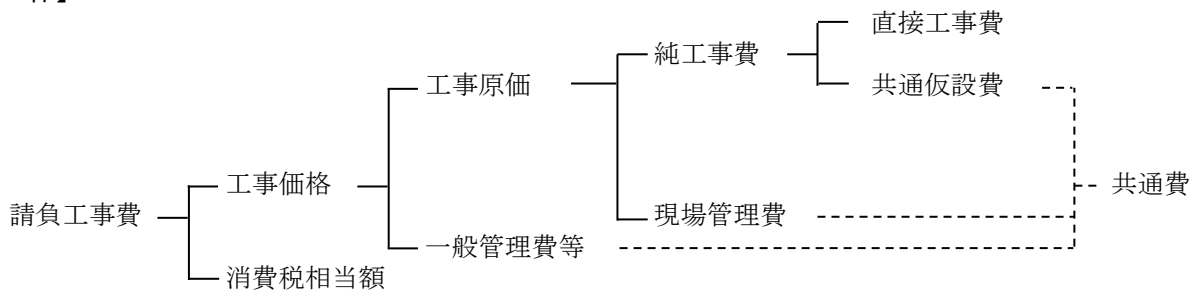
【積算体系による費目区分】

(1) 一般土木



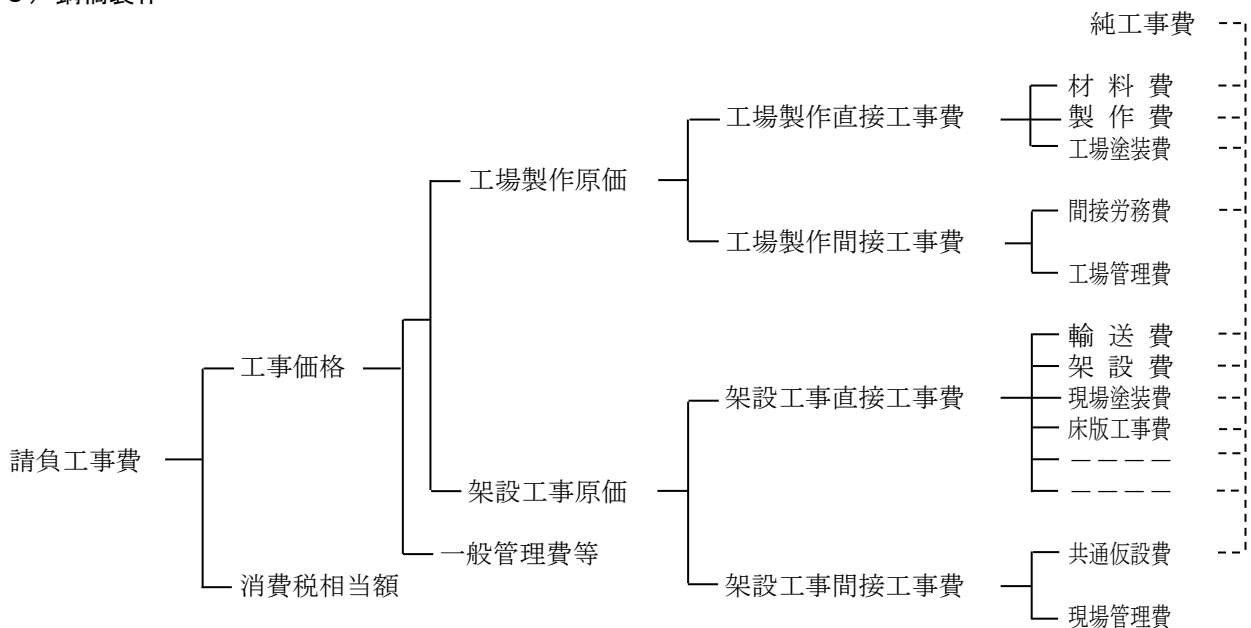
直接工事費相当分(注)：直接工事費
 共通仮設費相当分：共通仮設費(率分+積上分)
 現場管理費相当分：現場管理費
 一般管理費相当分：一般管理費等

(2) 建築一式、営繕工事にかかる【電気、電気通信、管、とび・土工・コンクリート(解体工事)、解体】



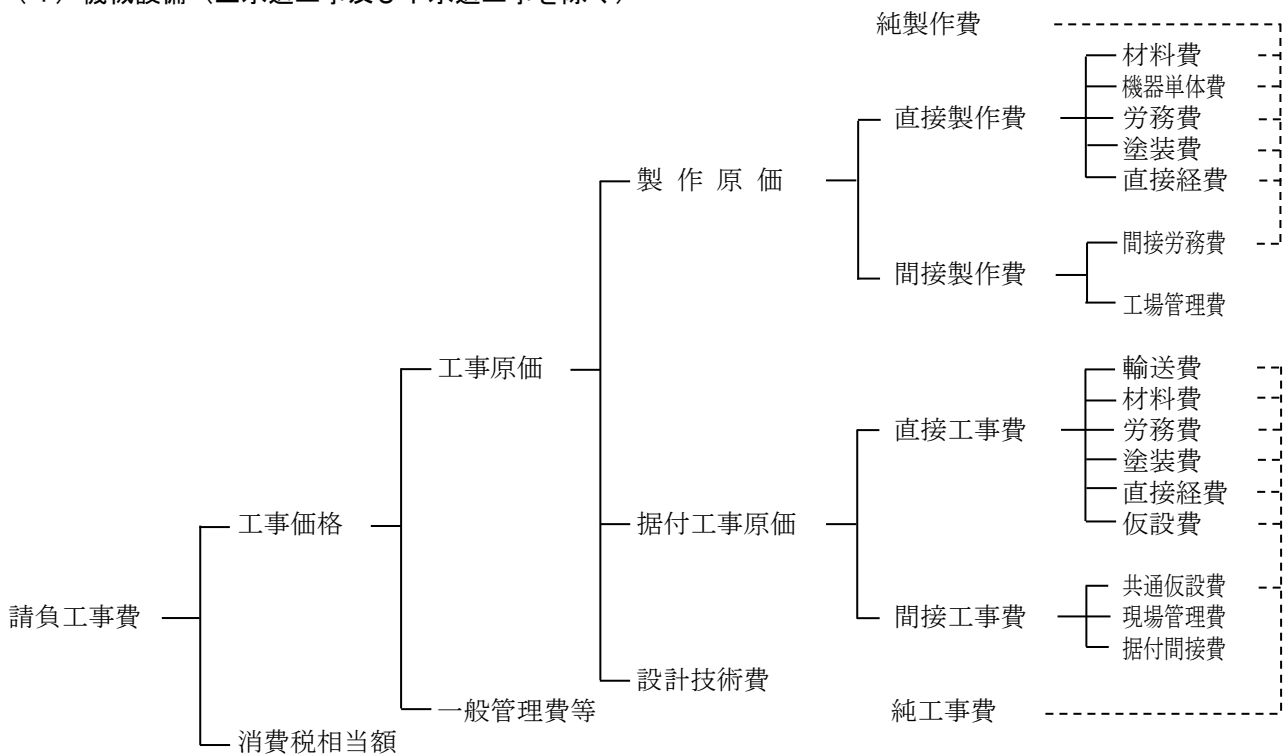
直接工事費相当分(注)：直接工事費
 共通仮設費相当分：共通仮設費(率分+積上分)
 現場管理費相当分：現場管理費
 一般管理費相当分：一般管理費等

(3) 鋼橋製作



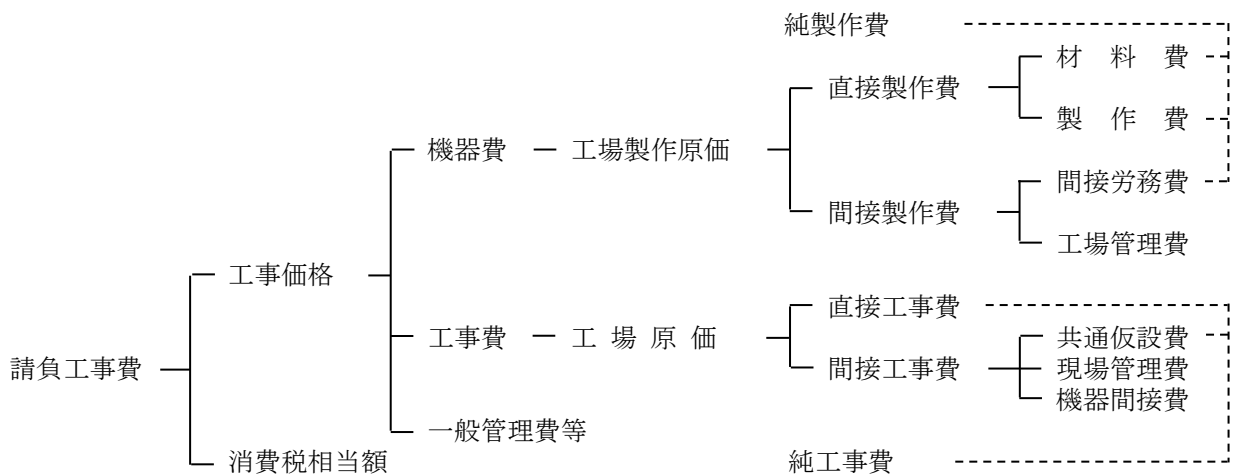
直接工事費相当分(注)：工場製作直接工事費、架設工事直接工事費
 共通仮設費相当分：共通仮設費(率分+積上分)、間接労務費
 現場管理費相当分：現場管理費、工場管理費
 一般管理費相当分：一般管理費等

(4) 機械設備（上水道工事及び下水道工事を除く）



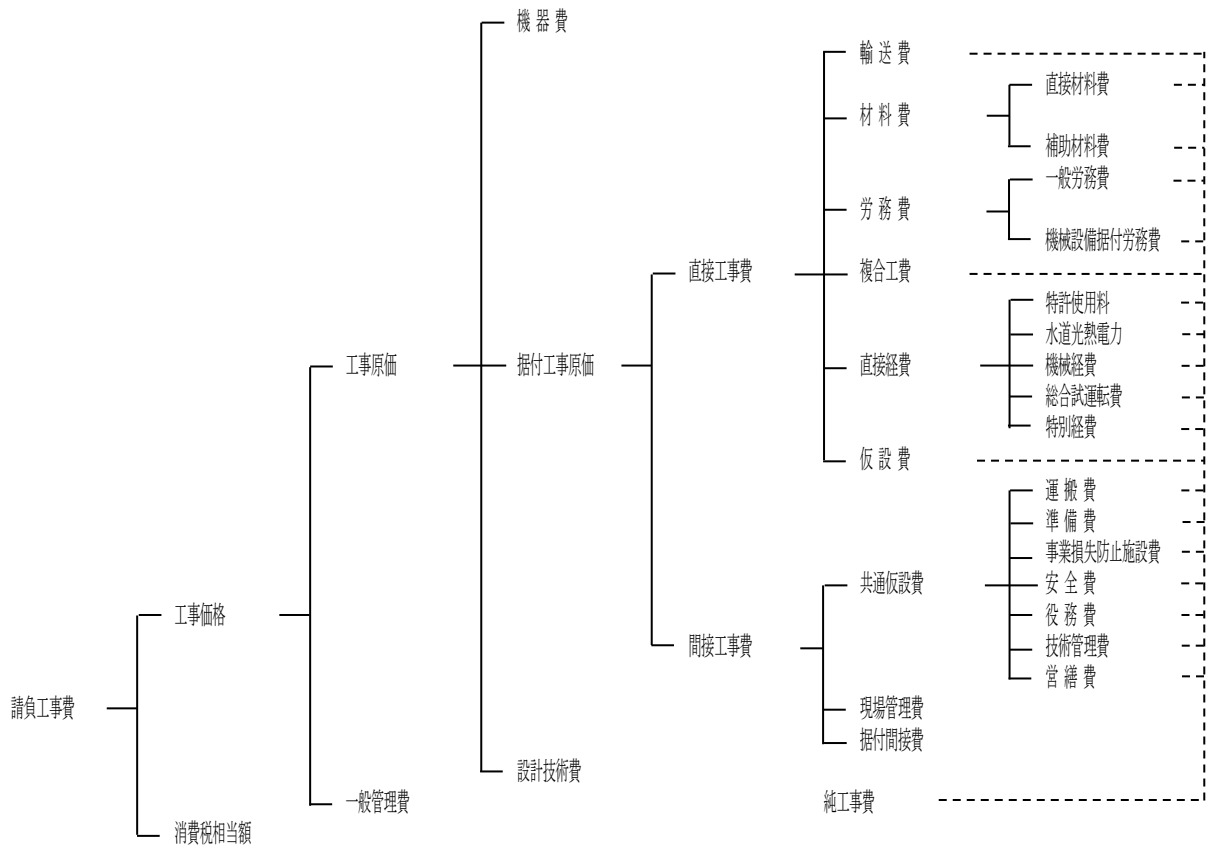
- 直接工事費相当分(注) : 直接工事費、直接製作費
- 共通仮設費相当分 : 共通仮設費(率分+積上分)、間接労務費
- 現場管理費相当分 : 現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費
- 一般管理費相当分 : 一般管理費等

(5) 電気通信（営繕工事、上水道工事、下水道工事を除く）



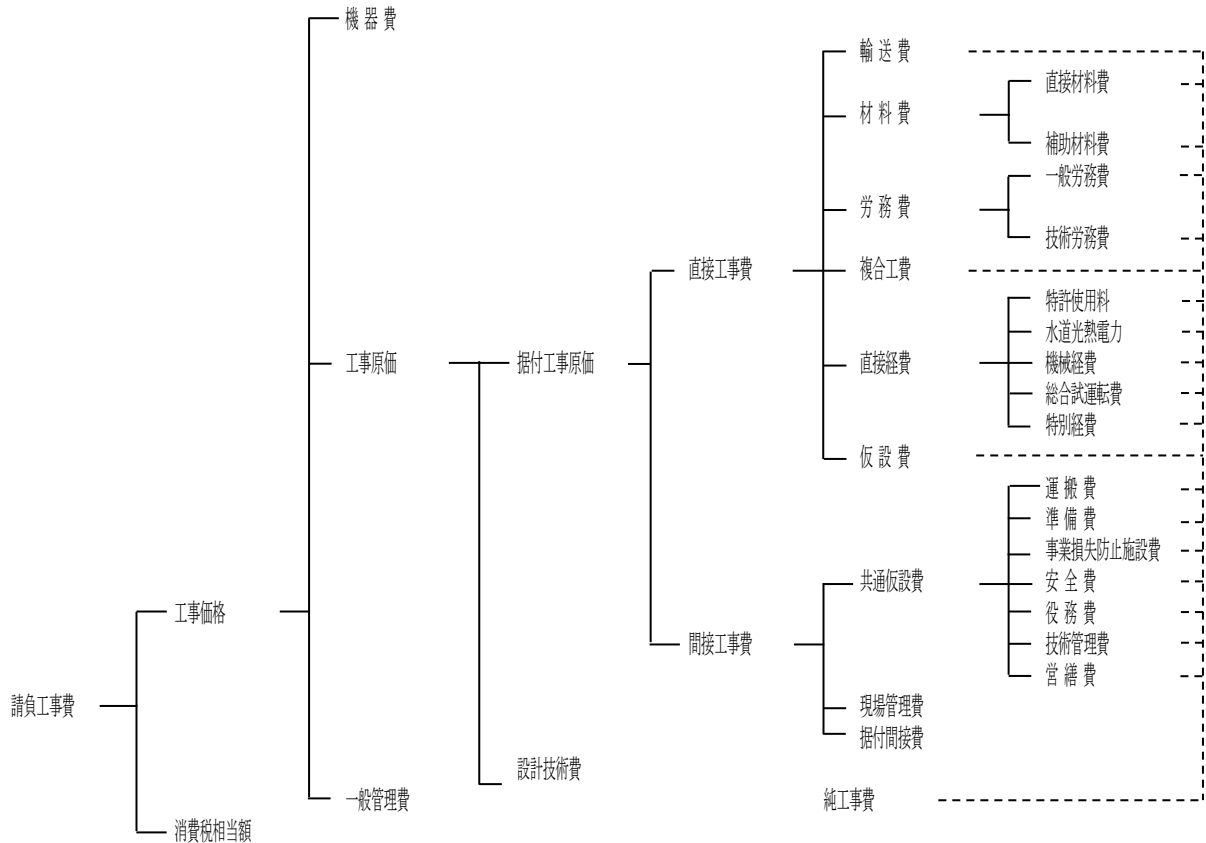
- 機器費相当分 : 機器費
- 直接工事費相当分(注) : 直接工事費
- 共通仮設費相当分 : 共通仮設費(率分+積上分)
- 現場管理費相当分 : 現場管理費、機器間接費
- 一般管理費相当分 : 一般管理費等

(6) 機械設備（上水道工事及び下水道工事）



- 機器費相当分 : 機器費、設計技術費
- 直接工事費相当分(注) : 直接工事費
- 共通仮設費相当分 : 共通仮設費(率分+積上分)
- 現場管理費相当分 : 現場管理費、据付間接費
- 一般管理費相当分 : 一般管理費等

(7) 電気設備（上水道工事及び下水道工事）



- 機器費相当分 : 機器費、設計技術費
- 直接工事費相当分(注) : 直接工事費
- 共通仮設費相当分 : 共通仮設費(率分+積上分)
- 現場管理費相当分 : 現場管理費、据付間接費
- 一般管理費相当分 : 一般管理費等

(注) : 予定価格にスクラップ評価額が含まれる場合の取扱い
 予定価格にスクラップ評価額が含まれる工事において基準価格等を算出する場合は、直接工事費相当分にスクラップ評価額を加算すること。

例 : (1) 一般土木の場合
 直接工事費相当分 = 直接工事費 + スクラップ評価額※

※スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「-〇〇〇、〇〇〇円」となる。